徳島県報

発行者　徳島県
発行所　徳島県監察局
法制文書課

号外第５１号　令和５年１２月２７日発行

目　　次

※は県例規集登載

【条例】

番　号	表　　題	担当課名
５６※	徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例	議会事務局

【公布された条例等のあらまし】

●徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第五十六号）

一　期末手当について、十二月期の支給割合を百分の百七十五とすることとした。

二　期末手当について、六月期及び十二月期の支給割合を百分の百七十とすることとした。

三　この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、二については、令和六年四月一日から施行することとした。

四　一については、令和五年十二月一日から適用することとした。

徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十二月二十七日

徳島県知事　後　藤　田　　正　　純

徳島県条例第五十六号

徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第一条　徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十四年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

第二条　徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十」に改める。

附　則

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和五年十二月一日から適用する。

3　第一条の規定による改正前の徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて令和五年十二月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に議長、副議長及び議員に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。